

農事組合法人 南加茂 (加茂町)

農事組合法人 南加茂 (代表理事 ふじはらただお 藤原忠男さん) では昨年の試験栽培を経て、今年も雲南市が推奨している野菜 アンジェレ(ミニトマト)を水稲育苗ハウスを活用して2棟 (608㎡) で合計1,063本を栽培されています。

出荷まではあと1ヵ月を迎えたこの時期の作業は、斜め誘引作業とわき目かき作業を女性スタッフの皆さんで行われていました。今後は水管理と温度管理が一番気を遣うところのようです。出荷先は契約栽培とのことで、1割は地元消費ですがほとんどは県外へ出荷されます。

アンジェレはミニトマトより糖度が高く、特徴は種が少なく、丸ごと食べられ、抗酸化作用のあるリコピンを豊富に含んでいます。また、ゼリー質が少なく果汁が飛びにくいいため、機内食などでも提供されているとのことです。



女性スタッフの皆さん

平成30年度の目標およびその達成に向けた活動計画（要旨）を紹介します

I 優良農地の確保に向けた取り組み

目 標		遊休農地の解消面積 14ha		
現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)		割合 (B/A×100)
	3,638ha ^{*1}	46.0ha		1.26%
課 題	条件不利地を中心に遊休農地が増加している。利用意向調査を通じても受け手がいなく増加に歯止めをかけることが困難な状況である。圃場整備が困難で担い手が受けることができないこのような農地をどのように守っていくか議論が必要。			
活動計画	農地の利用状況調査 (町ごとに班編成)	調査実施時期	調査員数 (実数)	調査結果取りまとめ時期
	遊休農地への指導	9月～10月	60人	11月
利用意向調査実施時期：12月～1月				

※1 管内の農地面積・・・耕作面積統計 (3,600ha) + 遊休農地面積 (38ha)

II 認定農業者等担い手の育成および確保

目 標	参入目標数		参入目標面積		
	4経営体		37ha		
現 状	総 農 家 数	3,894戸 ^{*2}	認定農業者	農業参入法人	集落営農組織
	うち販売農家数	2,374戸	36経営	47法人	66団体
	うち主業農家	118戸			
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域で農地が狭小で規模拡大志向の担い手の利用条件にあう農地がなく参入が難しい。 ・参入者が持続可能な営農モデルやサポート体制の検討が必要。 				
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会として新規参入を促す。集落組織での法人化の支援を行う。また、毎週開催している雲南市担い手育成支援会議と連携し新規就農者に対する支援（就農給付金、就農研修、就農後の営農および経営サポート）を行う。 				

※2 農家数 主業農家数は2015農林業センサスより

III 担い手への農地の利用集積

目 標	集積面積 590ha (うち新規集積面積 37ha)		
現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,600ha	553ha	15.40%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・山間地域において、圃場の条件が悪く（鳥獣被害、未整備）、集積が進まない。 ・担い手が高齢化している。 ・水稻経営の先行きが見通せず担い手の掘り起こしが難しい。 ・有害鳥獣が多発する地域で、フェンス、電気牧柵等の設置や捕獲対策などが必要。 		
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手育成支援会議で農政課、県、JA等と担い手の情報を共有し利用権設定等により農地集積を進める。 ・9月～12月……農地パトロール、利用意向調査を通じ利用集積につなげる。 ・3月・11月……利用権設定期間が終了する農地は終期通知を行い、再設定の促進を図る。 ・年3回発行予定の農業委員会だよりで集積について広報する。 		

IV 違反転用への適正な対応

現 状 (平成30年3月現在)	管内の農地面積 (A)	違反転用面積 (B)	割合 (B/A×100)
	3,600ha	0.6ha	0.02%
課 題	違反転用は毎年発生している状況である、その都度指導を行い、転用申請書の提出、追認処理を行っている。遊休農地の増加に伴い無断転用の増加も予想される。		
活 動 計 画	<ul style="list-style-type: none"> ○7月……市ホームページや農業委員会だより等による周知活動を行う。 ○9月～10月……利用状況調査において各担当地区をパトロールする。地権者がいた場合は現地で指導する。 ○1～2月……農地パトロール結果を取りまとめ、違反者に対し指導を実施する。 		

※詳細は、市ホームページに掲載しています。

雲南市の空き家付き農地制度が

全国から注目されています。

『空き家付き農地制度とは?』

空き家に付随した遊休農地を空き家とセットで購入することができる制度です。通常農地を取得するには、「下限面積(※1)」を上回る必要がありますが、この「下限面積」とは別に遊休農地と空き家をセットで売買する場合、特別で取得面積の下限をさらに引き下げられており、雲南市では1アールに設定されています。

この制度を活用し移住された方を紹介します

雲南市では家庭菜園規模の農地を求める移住者からの相談が多くありました。また、空き家と農地を一括で処分したいとの声も高まり、平成24年11月から『空き家付き農地制度』を創設しました(全国では初の制度)。これまでに22件の実績(※2)があり全国からこの制度について、問い合わせや視察などが続いています。

平成23年雲南市地域おこし協力隊として大東町塩田地区で活動され、任期終了後木次町日登地区で空き家付き農地制度を活用し、平成26年4月から生活をされています。三瓶さんご夫妻はこの地を拠点に、体づくり、農ある暮らしや人の集まる場づくりとして

活動されています。

浩己さんは移住前から就農や有機農法について東京で研究され島根県の産業体験制度で研修をされ現在は自然農法の田んぼ、畑づくりに取り組まれています。

先般、家の前にある田んぼの田植えも無事に終えたところでそこではこだわりの自然

下限面積(※1)

地区名	下限面積
空き家付き農地活用で登録された場合	1a
大東・三刀屋・掛合	30a
加茂・木次・吉田	20a

空き家付き農地で取得された状況(※2)

年度	件数
H24	1件
H25	3件
H26	2件
H27	5件
H28	3件
H29	5件
H30	3件 (H30.6月末現在)



写真提供: 千葉ユウキさん

三瓶さんご夫妻



写真提供: 千葉ユウキさん

6月上旬に行われた田植え

農法により「ハッピーヒル」という品種を今年も育てておられます。裕美さんは、自宅で体づくりのサロンの傍ら、元気な地域づくりということで学校へもダンスの指導をされています。1年前から毎週水曜日はこの家でカフェ『つちのと舎』をオープンされ、その活動はとても多岐にわたっています。

取材した日はカフェの日でした。自家製野菜とこだわりのお米、雲南地区の食材とコラボして作り出された思いの詰まった「ごはんプレート」は普段何気なく食べていた食

材も新たな味や楽しみ方を発見できるプレートでした。

7年前の3年間任期の地域おこし協力隊で感じられたいろいろな経験をともに「やっぱりここに住もう!」と一念発起され、今年5年目を迎えておられます。「不便なところは全くなくむしろここでは、今までやりたかったことができます。日々の生活の中に常に喜びがあり、感動があります」と。今後は4年目に突入した米づくり、野菜づくり、そしてカフェなど淡々と継続をしていけたらと、その目はとても輝いて見えました。



この日のメニューは...

- つちのと舎ごはん on桜舞
- 白黒うさぎサラダ山椒風味
- 新ごぼうのサラダ
- こんにゃくの金山寺味噌炒め
- 奥出雲舞茸と空豆の塩炒め
- たたらば醤油漬けチキン
- ゆてたまごのまい酢漬け
- 厚揚げの味噌汁



大東町中湯石

『だいたう百彩市』



平成13年にオープンして以来、今年で17年目を迎える『だいたう百彩市』。活動は6人のスタッフでされていますが会員農家は50人の登録があり、主に大東町や加茂町の農家の方からの野菜などが並んでいます。オープン当初は野菜中心でしたが現在はお客さんからの要望で、野菜のほか、お米、お菓子、果物、惣菜など地域のスーパ的存在です。

代表の渡部文雄わたなべふみおさんは「農家の方の生きがいとなっている部分もありお客様の



顔が見える市場、お客様の声を活かした市場にしたいと語り、おられた。

営業日：年中無休
(ただし8/14~16、
12/30~1/4を除く)
開店：9:00
(夏期は8:30~)
閉店：18:00



おすすめ野菜・
おすすめ特産物紹介

いとうり粕漬け

大東町南村営農組合特産部加工グループの皆さん



写真提供：森山滋夫さん

平成4年から続く粕漬けは秘伝の味です。販売はお盆過ぎからで現在仕込みの真っ最中です。県東部Aコープ、道の駅などにあります。



代表 森山滋夫もりやま ますおさん

60歳未満の農家の皆さんへ



農家のための公的年金制度です！

月々 2万円～6.7万円まで

いつでも自由に掛金変更可能！

支払った保険料は…

全額社会保険料控除

積立方式

確定拠出型



農業者年金は、国民年金加入者が対象です。詳しくは **JA窓口** または **農業委員会** へ

新制度になって安心の終身支給

農業者年金に加入を!!

編集後記

今年3回目のケタ草刈りを行った。山間地ではケタと言っても耕作面積と変わらない規模で、傾斜している分、足腰にかかる負担は大きくつらい。苦勞して刈り終えれば一時の高揚感に浸れるものの、草はひと月もたたない内に種類も変えて復活する。そして格闘を重ね秋風が立つ頃によりやく苦役から解放される。

刈り払い機は昭和30年代に開発されたらしい。それまでは、草刈りは、鎌による手作業だった。家畜の餌にするため、ご飯前の朝間仕事として早くから出かけたと聞く。まさに朝飯前だ。当時の苦勞を思えば泣きごとを言っている場合ではないが、個々で山あいの農地を守り続ける自信はない。

人的なシステムの開発、専門の組織づくりなど草刈り地獄から解放してくれる画期的手立てはないものか。集落が草に飲み込まれる事態だけは極力避けたい。

(N)

全国農業新聞を購読しませんか？



全国農業新聞は、農業の最新情報を提供。農業全般の情報や地域の明るい話題なども紹介しています。

毎週金曜日発行

月額 700円 (送料税込み)

申し込みは 農業委員会へ

☎ 0854-40-1092